
プロジェクト **税効果会計**

項目 **本日の検討の概要**

検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014 年 6 月 18 日）から検討を行ってきた。
2. その間、第 293 回企業会計基準委員会（2014 年 8 月 8 日）及び第 7 回専門委員会（2014 年 7 月 25 日）において、繰延税金資産の回収可能性に係る検討に関連して日本経済団体連合会が実施したアンケート調査について、概要の報告を受けて議論を行った。
3. また、第 298 回・第 300 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日・11 月 18 日）及び第 10 回・第 11 回専門委員会（2014 年 10 月 22 日・11 月 14 日）においては、それまでの議論を踏まえ、監査委員会報告第 66 号に関する論点に対する具体的な対応案を審議している。
4. なお、第 298 回企業会計基準委員会及び第 10 回専門委員会においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、大きい異論は聞かれていない。

本日の審議事項

5. 本日は、第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）において検討された次の事項について審議をお願いしたい（第 300 回企業会計基準委員会及び第 11 回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(4)-3 に記載した。）。
 - 監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の検討（審議事項(4)-2）
 - 監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か、もしくはアプローチ 2 における部分的な対応か）の検討（審議事項(4)-4）
 - 監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案についてさらに深掘りするため、仮にアプローチ 2 によるとした場合の具体的な目次案及び文案の検討（審議事項(4)-3）

議事項(4)-5 及び審議事項(4)-6)

6. なお、前回ご審議いただいた第300回企業会計基準委員会以降、財務諸表作成者に対しアウトリーチを実施しており、本日の資料に含まれていない意見として、主に以下が聞かれている。
- 監査委員会報告第66号は、税効果会計の導入時に公表された監査上の取扱いであり、IFRSとの整合性の観点などから、監査委員会報告第66号の枠組み(例示区分や見積可能期間)をASBJの適用指針に踏襲することは適切ではない。
 - 平成27年度税制改正において、仮に繰越欠損金の控除限度額の引下げが織り込まれる場合、当期に繰延税金資産の取崩しに伴う損失が生じて、来期に新ルールにより繰延税金資産の計上に伴う利益が生じることがあり得る。今回の見直しは最低限のものとし、2015年3月決算で早期適用できるように、適用指針を最終基準化すべきである。

以 上